

1 住宅や工場の屋根への太陽光パネルの設置について

NO	委員からの主な意見	(県) : 県の考え方 (他) : 他自治体の事例等 (町) : 町の考え方
①	届出は不要	(県) : 県条例では届出不要です。
②	毎年度の設置件数の把握はできた方がよい	
	まとめ (町の考え方)	(町1) : 屋根太陽光の設置については、町も推進しているところであり、住民や事業者負担軽減等も考えると、県条例に沿っての対応で良いのではないかと考えます。(届出不要) (町2) 屋根太陽光の設置件数の把握については、建築確認申請や景観条例の届出件数及び補助金申請件数などで把握に努めることとしたいと思います。

2 同意書・確認書等について

NO	委員からの主な意見	<p>(県) : 県の考え方                  (他) : 他自治体の事例等                  (町) : 町の考え方</p>
①	<p>条例第11条で規則で定める説明会後に事業者から提出される書類内容について確認してもらいたい。(オブザーバー)</p>	<p>(県) 周知方法・エリア、参加人数、説明内容、議事録を想定している。出席者名簿の提出は求める予定はない。</p>
②	<p>同意書は必要ではないか？(委員：1人)</p>	<p>(他) : 廃棄物処理施設の建設で隣接者の同意書提出を事業者に求め、同意書が提出されなかったことで行政側は建設の不許可処分にしたが、裁判で敗訴となった判例あり。                  (参考)                  岐阜県では「産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」を、同意書の取得に関しては「同意書が取得されなくても、不許可とすることは法律上困難」などとしてR4年度に改正していました。</p>
③	<p>説明会に出席しなかった又は都合で出席できなかった隣接者へ、何らかの説明は必要ではないか？その説明を受けたという確認書的なものが必要ではないか？                  (委員：2人)</p>	<p>(他1) : 他自治体の状況を調べましたが、説明会への欠席者の確認書的なものを徴取する例は見受けられませんでした。(全国例規システムでの検索による)                  (他2) : 県内で県条例と同内容の条例を制定している自治体へ確認したところ、隣接地の欠席者については、事業者から説明会資料等を郵送、ポスティング、持参説明等により対応させる運用をしていました。(過度な事業者への負担をかけない手段として)                  その上で、出席者、欠席者の情報を一覧にして、説明会の会議録とともに提出させていました。                    (県1) : 要綱等で町独自で規定することは差し支えない。                  (県2) : 周知方法は市町村に相談してとしたい意向。マストはネットでの告知を考えている。引き続き検討していく。</p>

④	町担当者の説明会への出席を	<p>(県)：市町村判断だが、出席すると立場が微妙ではないか。どちら側にも立つことはできないと思われる。</p>
	<p>まとめ (町の考え方)</p>	<p>(町1)：同意書の位置付けが不透明(確認レベル)であること、また同意書が提出されないことで、不許可、不受理にすることは憲法上等の財産権の侵害の恐れがあり不適法と考えられます。</p> <p>(町2)：説明会への出席者名簿の提出や欠席者の把握は必要であると考えます。また欠席者については、他自治体の例により、説明会での配布資料と意見書の提出方法等の案内などを記載した文書の送付等を、規則又は要綱での規定を考えたいと思います。</p> <p>(町3)：周知方法について、インターネットだけでなく、隣接者についてはポスティングや郵送での通知、事業用地への掲示、また規模の大きい設置については新聞広告等も必要ではないかと考えます。 (場合によっては町ホームページへの掲載も検討。ただし過度な事業者負担は避ける。)</p> <p>また少なくとも地元区長へは文書で通知するよう求めるか又は町から区長へ通知するか検討し、規則又は要綱での規定を考えたいと思います。</p> <p>なお、区長(又は区役員)にはお手数でも説明会への出席をお願いしていきたいと考えます。</p> <p>(町4)：職員の説明会への出席については引き続き検討させていただきたいと思いますが、微妙な立場であることはご理解ください。</p>

3 町独自の条例について

NO	委員からの主な意見	(県) : 県の考え方 (他) : 他自治体の事例等 (町) : 町の考え方
①	区や常会等が事業者へ協定書を求めるケースがあると思われる。要項などで規定できるか。	(他1) : 求めることができることを明記しており、締結後に写しの提出を義務付けている。(協定書締結は義務ではない)  (他2) : 条例等には明記せず、自治会の判断で対応している。事業者は自治会から求められれば対応しているようだ。写しの市への提出は求めている。  (県) : 説明会での意見や意見書として求めることで、議事録として残した方が有効ではないか。業者としても対応するのではないかとと思われる。求めに応じない業者は不誠実とみられることもある。
②	町の条例が必要(委員1人)	-
③	設置事業者や設置者が倒産や死去等した場合、誰の責任で対応するのか?対応できるのか?費用負担含めて。	条例で十分対応できない。 太陽光に限らず住宅や工場でも同じような恐れはある。
町 確 認 1	条例13条の説明会等が出された意見に対して、何をもちて誠実に対応したと するのか?誠実に対応していないことをもちて不受理とできるか?	(県) : 不誠実な対応としては質問に対して答えていない、はぐらかしている、回答欄が空欄などはアウト。 手続きフローとしては、届出前に意見回答の送付をしてもらうことを想定している。内容を確認して、対応が不十分と判断すれば、届出や許可申請前に指示することが可能と考える。なお、単なる反対だけの場合は対応しなくてもやむを得ない。 事前計画書提出→説明会開催→意見に対する回答→届出or許可申請
町 確 認 2	届出を不受理とすることは想定しているか?(書類の不備は除く)考えられるケースはあるか?	(県) : 上記の予定であり、意見回答が不十分であれば届出前に指示等できる。書類整えば受理と考える。 農地転用や林地開発など許可が必要な案件の場合、届出が先か許可が先か検討中。またFIT制度でも説明会が必須となるので、その点も整理する。

NO	委員からの主な意見	(県) : 県の考え方 (他) : 他自治体の事例等 (町) : 町の考え方
町 確 認 4	県から事務委任を受けた50kw未満の管理不適切な案件に対して、県は市町村と協力して対応してくれるのか？ 条例第29条の指導及び助言及び第31条第3項の勧告について、維持管理がどの程度のレベルで指導や勧告等するのか？ 1番は雑草管理、2番目に排水路管理	(県) : 県条例なので市町村と協力して対応していく。 勧告まで行く前に、指導して対応を促すのが本筋。維持管理の不適切を理由の勧告は困難 50kw未満の場合は、指導・勧告等は市町村が実施。
町 確 認 5	50kw未満の市町村への届出案件で、特定区域に隣接するなど、市町村で安全性が確認できないようなケースでは、県は支援や助言をしてくれるのか？ 条例第25条の適用となるケースは？ 技術委員会適用は？	(県) : 支援も助言もする。 第25条の適用は、措置命令が出せるレベルを想定。 必要な案件については、技術委員会へ諮っていく。
町 確 認 6	条例第15条第2項で、市町村長が知事に対して提出した意見書について、県から回答や説明はあるのか？	(県) : 書面等での回答は予定していない。基本は県に対して過去に災害があった場所だとか気付きを与えてもらうこと。引き続き検討する。
町 確 認 7	経過措置で令和6年9月30日までに維持管理計画の提出や標識の掲示をしなければならないが、その周知方法や確認方法は？	(県) : 県でFITの届出を確認して、今年度中に事業者へ周知する。 (4月以降も継続) 県内に1万件あるので標識の掲示の確認方法は検討する。 この届出は市町村を経由せずに県へ提出してもらう予定。
町 確 認 8	営農型については、どのような位置づけで、規則やマニュアル等どこへ記載する予定か？ 内容は？ 専門委員の報告のような内容か？	(県) : 脱法的なものの取り扱いを検討中。 農業委員会は許可権限あるので、そこで検討してもらうことが筋。
	まとめ (町の考え方)	(町1) : ご意見等をいただいた中では、県条例を上回る必要性や立 法事実は見当たらないと思われま す。また、安全性に懸念のある案 件については、県とともに対応し ていけることは、住民の生命・財 産等の安全確保のためには、県条 例での運用は有効ではないかと考 えられます。 (町2) : ご意見のありました農用地区域内にある農地への設置や史 跡・天然記念物指定地、住宅隣 接地等への設置については、配 慮が必要な区域として整理して、 規則又は要綱での規定を検討し ます。

## 特別委員会まとめ

【1 住宅や工場の屋根への太陽光パネルの設置について】

【2 同意書・確認書等について】

【3 町独自の条例設置について】

【4 その他について】